

金沢都市計画地区計画の決定（金沢市決定）

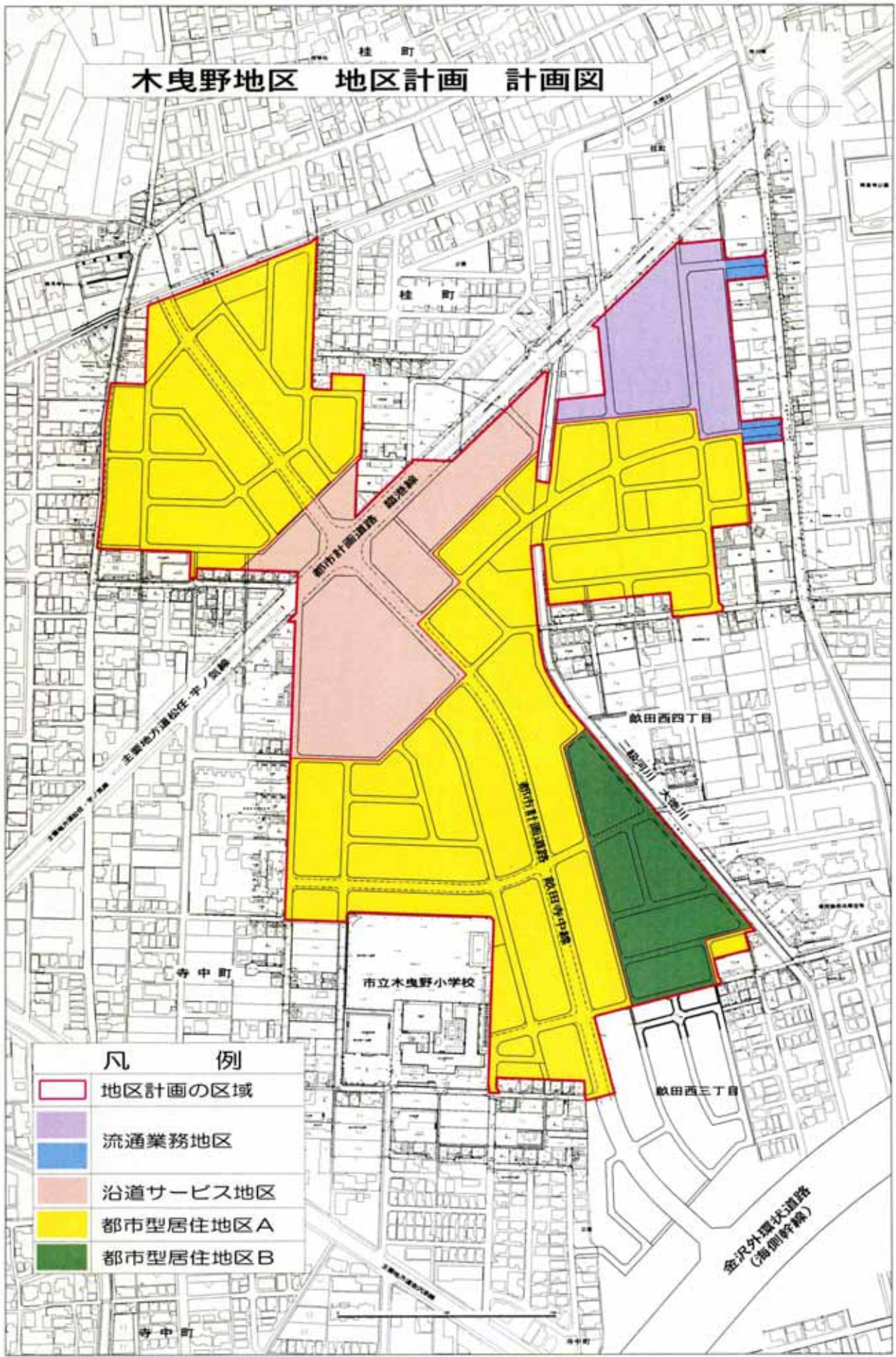
都市計画木曳野地区地区計画を次のように決定する

名 称		木曳野地区 地区計画				
位 置		金沢市桂町、寺中町、畝田西 3 丁目及び畝田西 4 丁目の各一部				
面 積		約 24.1 ha				
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、金沢市の中心市街地の西北西約 5km にあり、北東は日本海に臨む金沢港、南は金沢外環状道路（海側幹線）東は石川県庁を核とする金沢西部副都心地域に隣接した、交通利便性を有する住宅地である。</p> <p>また、都市計画道路畝田寺中線の整備に伴い、今後さらに発展が予想される地区であることから、幹線道路の沿道にふさわしい秩序ある景観の形成と、緑豊かで快適な居住環境の創出等、健全な都市機能の発展を促す市街地形成の基本とし、計画的かつ魅力的な市街地の形成を図り“より良い環境をつくる”ことを目標とする。</p>				
	土地利用の方針	土地区画整理事業により基盤整備がなされた区域において、良好な土地利用を図るため、以下の 4 地区に区分し、それぞれの土地利用方針を示す。				
		1. 流通業務地区	2. 沿道サービス地区	3. 都市型居住地区 A	4. 都市型居住地区 B	
建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標および土地利用の方針に基づき景観的な配慮を行い、それぞれの土地利用にふさわしい街区の形成が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。</p>					
地区整備計画	地区の細区分	名称	1. 流通業務地区	2. 沿道サービス地区	3. 都市型居住地区 A	4. 都市型居住地区 B
		面積	約 1.9ha	約 4.1ha	約 16.1ha	約 2.0ha
	建築物等に関する事項	地区の区分に応じ、次に掲げる建築物等を建築してはならない。				
		<p>畜舎又はサイロ</p> <p>ホテル又は旅館</p> <p>自動車教習所</p> <p>ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p>				
		<p>勝馬投票券発売所又は場外車券売場</p> <p>カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。）</p>		<p>事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 m²を超えるもの</p> <p>建築基準法別表第 2（に）項第 2 号に掲げる工場</p>		
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる営業の用に供する建築物</p> <p>建築基準法別表第 2（り）項に掲げる建築物</p>		<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 5 号から第 8 号までに掲げる営業の用に供する建築物</p>			<p>自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</p>	
<p>建築物等の用途の制限</p>						

地区整備計画	地区の細区分	名称	1.流通業務地区	2.沿道サービス地区	3.都市型居住地区A	4.都市型居住地区B
	建築物の敷地面積の最低限度	150㎡				
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面等」という。）から道路境界線又は隣地、公園、河川、調整池若しくは水路（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、0.8mとする。</p> <p>ただし、隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、基準時に前面道路に接する敷地の部分の長さ（2以上の前面道路に接する場合は、最も短い部分の長さとする。）が10m未満である敷地においては、この限りではない。</p>				
	建築物等の高さの最高限度	建築物等の高さの最高限度は、地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値とする。				
		20m		15m		
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>広告物は自己用及び管理広告物とし、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、都市景観形成上支障のないもので、次に該当するものとする。</p> <p>(1)屋上及び屋根面に設置しない。</p> <p>(2)表示面を含め、壁面後退部分に設置しない。</p>				
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)生け垣、植栽又は高さ1.5m以下の透過性のフェンス（なお、いぶき類は植栽してはならない。）</p> <p>(2)レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6m以下のもの</p> <p>(3)前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスとを組み合わせたものについては、高さが1.5m以下のものに限る。）</p>				
理由	土地区画整理事業により公共整備がなされた本地区において、幹線道路沿道の計画的な施設の立地誘導と、周囲の環境と調和した快適な住宅地の形成等、魅力あるまちづくりを推進・誘導していくため、地区計画を決定する。					



木曳野地区 地区計画 計画図



凡 例	
	地区計画の区域
	流通業務地区
	沿道サービス地区
	都市型居住地区A
	都市型居住地区B